

## 「第6次あきる野男女共同参画プラン」策定方針

## 1 策定の背景及び趣旨

市では、平成10年に「あきる野女性プラン」を策定して以降、社会情勢の変化等を踏まえつつ、プランの改定を行い、男女共同参画社会の実現を目指して計画的に施策を推進してきた。

令和4年3月に策定した「第5次あきる野男女共同参画プラン」（以下「第5次プラン」という。）では、「全ての人々が、多様性を認め、互いを尊重し合い、あらゆる分野で、自らの個性と能力を十分に発揮し輝くことができる社会づくり」を基本理念とし、「男女共同参画社会の実現に向けた意識形成」など5つの「施策の方向性」を設定した上で、66の事業に取り組んできた。

第5次プランの計画期間が令和9年3月をもって終了することから、令和8年度は「第6次あきる野男女共同参画プラン」（以下「第6次プラン」という。）の策定に取り組む。

第6次プランは、第5次プランの基本理念等を基軸とするとともに、令和8年3月13日に閣議決定された国の「第6次男女共同参画基本計画」等を踏まえ、本市における男女共同参画社会の実現に向けた具体的かつ実行性のある推進計画として策定するものとする。

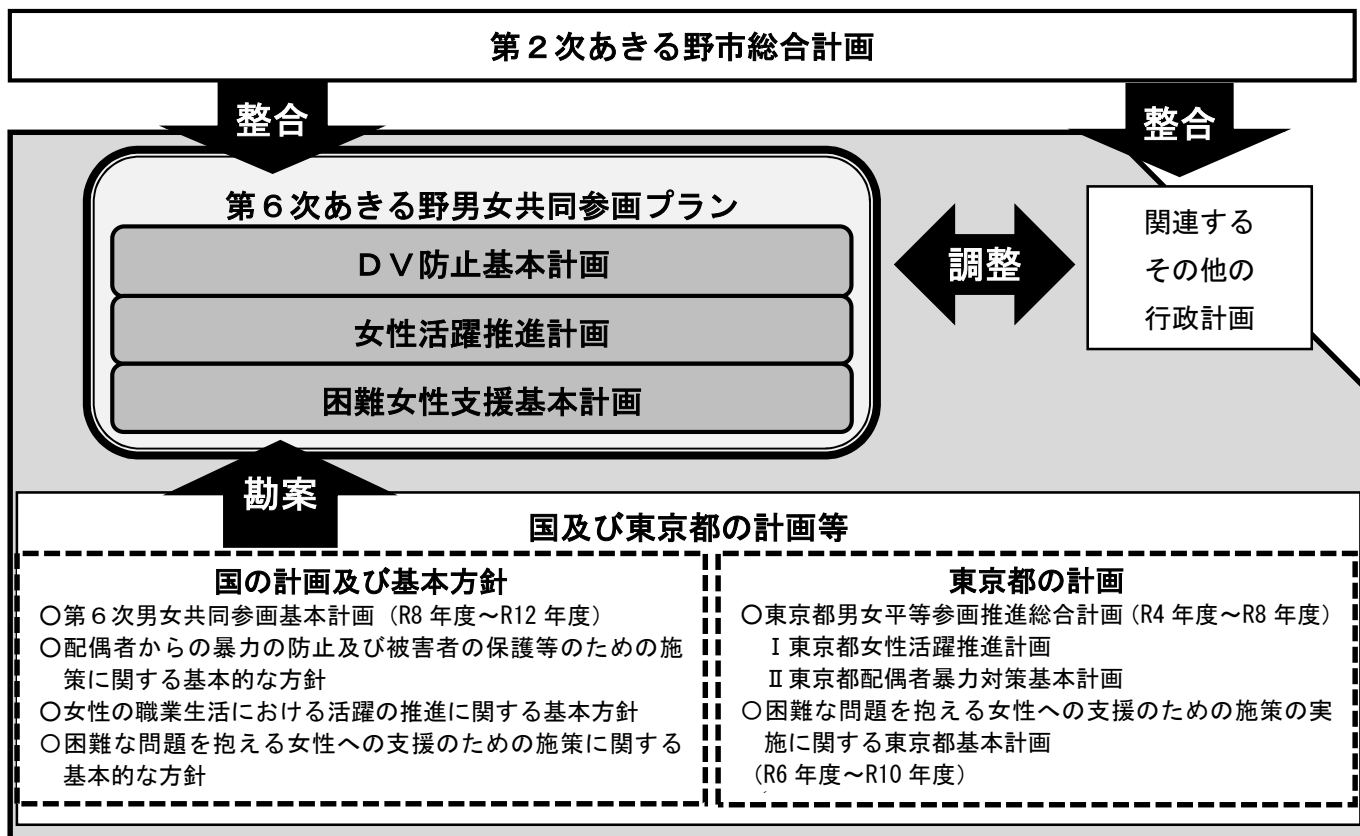
## 2 計画の目的

第5次プランの基本理念である「全ての人々が、多様性を認め、互いを尊重し合い、あらゆる分野で、自らの個性と能力を十分に発揮し輝くことができる社会づくり」を継承し、引き続きその実現を目指して、実効性のある施策の推進を図っていくことを目的とする。

## 3 計画の位置付け

- (1) 本計画は、市の最上位計画である「あきる野市総合計画」の分野別計画として、他の分野別の行政計画と整合性を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた施策等を示すものとする。
- (2) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付ける。
- (3) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（DV防止基本計画）を包含するものとする。
- (4) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」（女性活躍推進計画）を包含するものとする。
- (5) 本計画は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」に基づく「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」（困難女性支援基本計画）を包含するものとする。

(6) 「第6次あきる野男女共同参画プラン」の位置付けのイメージ図



4 SDGs（持続可能な開発目標）との関係性

男女共同参画社会の実現は、SDGsにおける17の目標（ゴール）のうち、8項目の目標達成に関わるものであることから、第6次プランの推進は、SDGsの推進につながるものである。

5 計画期間

令和9年度から令和13年度まで（5年間）

6 計画の策定・推進体制及び進行管理

(1) 策定体制

- ア あきる野市男女共同参画推進本部
- イ あきる野市男女共同参画推進市民会議（意見聴取）
- ウ アドバイザー※（意見聴取）

※ 「包括的な相互協力・連携に関する協定」を締結している明星大学から人文学部人間社会学科の教授等を推薦していただく方向で調整中

(2) 推進体制

- ア あきる野市男女共同参画推進本部
- イ あきる野市男女共同参画推進市民会議

(3) 進行管理

あきる野市男女共同参画推進市民会議

7 第6次プランの策定に当たり検討を要する事項

- (1) 国の第6次男女共同参画基本計画の内容を踏まえて追加すべき事項等
  - 資料2 「第6次あきる野男女共同参画プラン」体系図（案）のとおり
- (2) 第6次プランの推進方法について
  - ア 事業の評価方法
  - イ 数値目標の設定（時点修正、新設等）※
    - ※ 関係部署と調整中